

# 工場立地法の届出のご案内

工場立地法は、工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適切に行われるよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、工場の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率などの定めです。一定規模以上の工場を「特定工場」といい、その設置や変更に関しては、事前の届出が必要です。

## 1 届出対象の工場又は事業場（＝特定工場）

次の、業種・規模の両方に該当するものが、工場立地法に基づく届出が必要な工場等（特定工場）となります。

【業種】製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力・地熱・太陽光発電所除く）

【規模】敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積3,000㎡以上（水平投影面積）

## 2 敷地面積に対する緑地及び環境施設面積率

平塚市では、工場立地法第4条の2第1項に基づき、市内立地する特定工場の緑地面積率等について、神奈川県基準に代わる地域準則を制定し、本市独自の基準を設定しました。（H27年10月1日）なお、敷地面積に対する緑地及び環境施設面積率は次のとおりです。

用途地域	緑地の割合	環境施設の割合 （緑地含む）
住居系地域・商業系地域・市街化調整区域	25%以上	30%以上
準工業地域	20%以上	25%以上
工業地域	10%以上	15%以上
工業専用地域	5%以上	10%以上

## 3 届出の時期

### （1）新設又は変更に係る届出

工事に着手しようとする日の91日前まで。（なお、事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、その期間を最大31日前まで短縮可能です。）

### （2）その他（氏名等の変更、地位の承継など）

氏名（社名・工場名）等の変更、地位の承継及び特定工場の廃止のあった日以降遅滞なく。 ※代表者の変更のみの場合は、届出不要です。

## 4 届出書類の一覧

○…提出が必要  
 △…変更がない場合は任意提出  
 ×…提出不要  
 ●…既存工場（S49年以前に設置された工場）  
 で準則計算を利用する場合は提出

### (1) 新設又は変更に係る届出

No.	届出書類の名称	備考	新設 (法第6条第1項)	変更 (法第6条第1項)	既存工場が最初に行う変更 (一部改正法附則第3条第1項)
1	特定工場新設（変更）届出書（一般用）	様式第1	○	○	○
	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	様式B			
2	特定工場の新設（変更）の趣旨説明書	—	○	○	○
3	特定工場における生産施設の面積	別紙1	○	△	○
4	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2	○	△	○
5	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置	別紙3	○※	△※	○※
6	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4	○※	△※	○※
7	事業概要説明書	様式例第1	○	○	○
8	生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	様式例第2	○	○	○
9	特定工場用地利用状況説明書	様式例第3	○	○	○
10	特定工場の新設等のための工事の日程	様式例第4	○	○	○
11	準則計算書	—	×	●	●
12	準則計算推移表	—	×	●	●

### (2) その他（氏名等の変更、地位の継承など）

No.	届出書類の名称	名称・住所の変更	工場の承継	工場の廃止
13	氏名（名称、住所）変更届出書	○	×	×
14	特定工場承継届出書	×	○	×
15	特定工場廃止届出書	×	×	○

※届出書類は平塚市HPからダウンロード出来ます。また、HPには「届出の手引き及び届出書記載例」も掲載しておりますので、是非御活用ください。  
[http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33\\_00036.html](http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/sangyo/page33_00036.html)



## 5 提出部数及び提出先

宛先は、全ての提出書類について「平塚市長」です。提出部数は1部ですが、副本も1部作成してください。（提出の際、副本は受付印を押して返却します。）なお、提出先は次のとおりです。

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号  
 平塚市 産業振興部 産業振興課（市役所本館5階）  
 電話：0463-21-9758 E-mail：sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp